特別清算終結

平成２２年（ヒ）第８号
大分市日吉町18番22号
清算株式会社　株式会社大分加工所
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大分地方裁判所民事第１部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第２号
大分県大分市大字廻栖野3231番地
清算株式会社　みどりフーズ株式会社
代表清算人　仲　　興一
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　一般債権
一般債権とは、元本債権、利息金債権、遅延損害金債権を含む全ての協定債権をいう。
第２　協定の内容（一般債権の免除）
本協定認可決定確定のときに、一般債権全部について免除を受ける。
以上
大分地方裁判所民事第１部

平成２２年（ヒ）第３号
大分県大分市大字廻栖野3231番地
清算株式会社　株式会社九州物流センター
代表清算人　仲　　興一
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定時に全額免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。但し、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
1　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち、九州乳業株式会社が有する債権を除く協定債権の全てをいう。
2　一般債権の弁済及び免除
本協定認可決定確定後２週間以内に、次のとおり算定される弁済額を弁済し、弁済時に一般債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
（弁済額の算定基準）
一般債権額を基準債権額として、金118万4517円を基準債権額により按分してプロラタ債権額を算定する。
第３　九州乳業株式会社が有する協定債権
九州乳業株式会社が有する協定債権は、本協定認可決定が確定したときに全額の免除を受ける。
以上
大分地方裁判所民事第１部

平成２２年（ヒ）第４号
大分県大分市大字廻栖野3231番地
清算株式会社　株式会社エーエム
代表清算人　仲　　興一
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　一般債権
一般債権とは、元本債権、利息金債権、遅延損害金債権を含む全ての協定債権をいう。
第２　協定の内容（一般債権の免除）
本協定認可決定確定のときに、一般債権全部について免除を受ける。
以上
大分地方裁判所民事第１部

平成２２年（ヒ）第７号
大分県大分市大字廻栖野3231番地
清算株式会社　みどり商事株式会社
代表清算人　仲　　興一
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定時に全額免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。但し、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
1　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち、九州乳業株式会社が有する債権を除く協定債権の全てをいう。
2　一般債権の弁済及び免除
本協定認可決定確定後２週間以内に、次のとおり算定される弁済額を弁済し、弁済時に一般債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
（弁済額の算定基準）
一般債権額を基準債権額として、金1358万7458円を基準債権額により按分してプロラタ債権額を算定する。
第３　九州乳業株式会社が有する協定債権
九州乳業株式会社が有する協定債権は、本協定認可決定が確定したときに全額の免除を受ける。
以上
大分地方裁判所民事第１部

保全管理命令

平成２１年（再）第６号
岐阜県養老郡養老町高田2990番地の４
再生債務者　株式会社エス・エス・ケー
1　主文　保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　岐阜市端詰町55番地　オフィスＩ・Ｏ・Ｐ２階　弁護士　小森　正悟
3　保全管理人は、その職務の遂行状況並びにその管理する財産の状況及び収支の状況について、当裁判所の求めに応じ、随時報告しなければならない。
平成22年８月10日　　岐阜地方裁判所

監 督 命 令

平成２２年（再）第５号
埼玉県東松山市大字高坂1167番地１
再生債務者　有限会社ゆうひや商店
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　さいたま市浦和区岸町７丁目12番４号　ニチモビル浦和４階　大倉浩法律事務所　弁護士　平原　　興
平成22年８月９日
さいたま地方裁判所第３民事部

再生計画認可

平成２１年（再）第３号
佐賀県鹿島市古枝甲470番地11
再生債務者　株式会社パックス・トーア
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年８月６日　佐賀地方裁判所武雄支部

再生手続廃止

平成２１年（再）第６号
岐阜県養老郡養老町高田2990番地の４
再生債務者　株式会社エス・エス・ケー
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成22年８月10日　　岐阜地方裁判所

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第２７号
静岡県藤枝市藤岡４丁目488番地の159
再生債務者　伊藤　秋男
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年８月30日まで
4　一般異議申述期間　平成22年９月８日から平成22年９月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（再イ）第１７５号
埼玉県川口市大字木曽呂406番地の１
再生債務者　藤原　美子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年８月31日まで
4　一般異議申述期間　平成22年９月14日から平成22年９月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部